

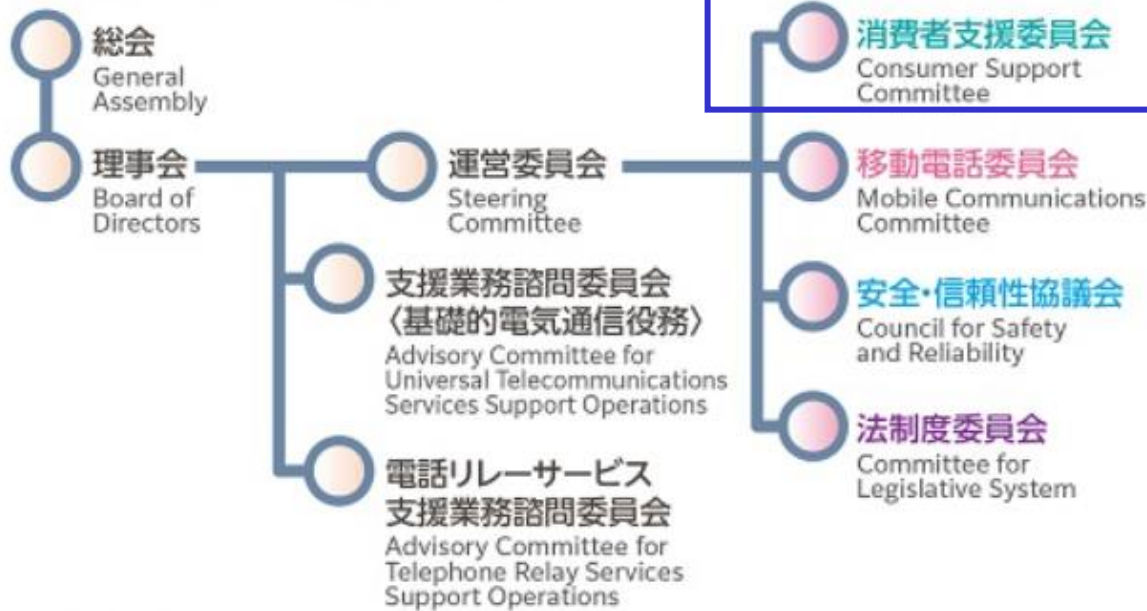
特殊詐欺に利用された固定電話番号等に関する 取組みについて

2025(令和7)年6月30日
一般社団法人 電気通信事業者協会

当協会では、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）において、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる」とされたことを受け、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討等のため、令和元年9月に部会を設置し、活動中

協議組織

Consultation Division



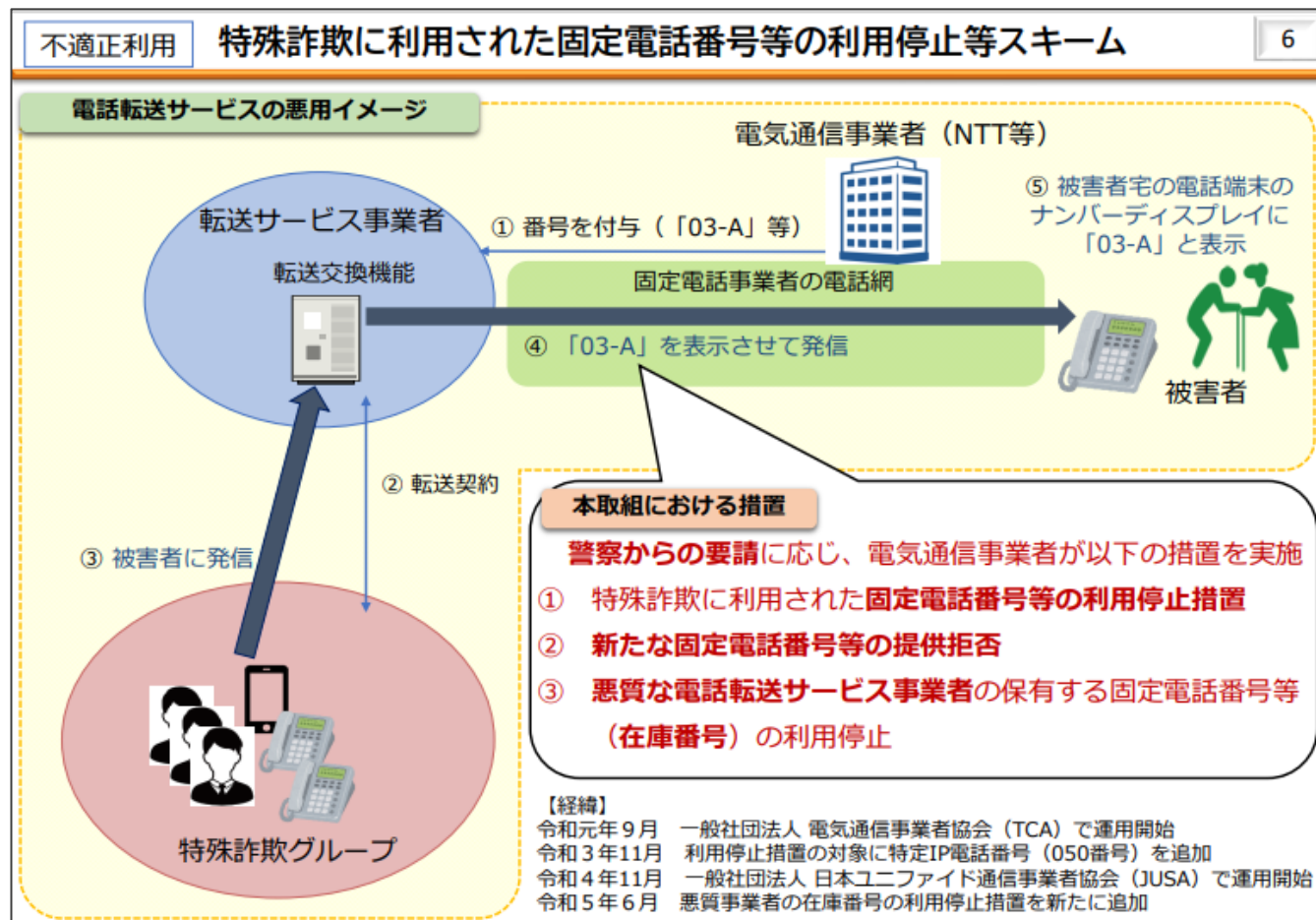
特殊詐欺対策検討部会

【活動内容】

- ・ 特殊詐欺に使用された固定電話番号の利用停止等スキームの運用
- ・ その他特殊詐欺対策の検討 等

番号利用停止等スキームについて①

総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施



出典：2024年2月26日 総務省 不適正利用対策に関するワーキンググループ（第1回）会合資料

【取組の概要】

(1) 固定電話番号等の利用停止等

- ア 都道府県警察は、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を認知後、電気通信事業者に対し、当該固定電話番号等の利用停止等を要請する。
- イ 当該電気通信事業者は、都道府県警察から要請があった固定電話番号等の利用停止等を行った上、警察庁に対し、当該利用停止等を行った固定電話番号等の契約者（卸先電気通信事業者を含む。）の情報を提供する。

(2) 新たな固定電話番号等の提供拒否

- ア 警察庁は電気通信事業者に対し、一定の基準を超えて利用停止等の要請の対象となった契約者の情報を示すとともに、同契約者に対する新たな固定電話番号等の提供拒否を要請する。
- イ 電気通信事業者は、警察庁から要請のあった者から固定電話番号等の追加購入の申し出があった場合には、一定期間、その者に対する新たな固定電話番号等の提供を拒否する。

(3) 悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等（在庫番号）の利用停止

- ア 警察庁は電気通信事業者に対し、一定の要件を満たす場合には、悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等を一括して利用停止等を行うよう要請する。
- イ 電気通信事業者は、警察庁から要請のあった者に対して提供している固定電話番号等について、利用停止等を行う。

スキームの運用開始以降、新たな手口への対応等のため、見直しが行われてきた

- 令和元年 9月 スキームの運用開始
固定電話番号の利用停止及び新たな固定電話番号の提供拒否の運用を開始
- 令和3年11月 スキームの対象の追加
利用停止措置等の対象に特定IP電話番号（050番号）を追加
- 令和4年11月 対象事業者の拡大
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）のスキーム運用開始に伴い、当協会が運用するスキームとの連携を開始
- 令和5年 6月 対策の追加
悪質事業者の在庫番号の利用停止措置を追加

以後、警察庁様と関係事業者、関係団体と連携の上番号利用停止スキームを運用

関係機関等と連携した取組みにより、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与してきた

実施状況は以下のとおり

- 令和6年中の利用停止等の件数(令和6年1月1日から12月31日)
 - ・ 固定電話番号 1,307件
 - ・ 050IP電話番号 2,106件
 - ・ 新たな固定電話番号等の提供拒否要請 14件
 - ・ 新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する固定電話番号等の利用停止等要請が10事業者について行われ、在庫番号10,126番号を利用停止
- 令和6年末までの利用停止等の件数(運用開始から令和6年12月31日)
 - ・ 固定電話番号 13,972件
 - ・ 050IP電話番号 11,588件

※警察庁殿情報に基づき作成